

専門医・指導医・指導施設

【よくあるご質問】

暫定専門医・指導医・指導施設の申請にあたり、質問の多かった事項を下記にまとめました。ご参考下さい。

- ① 今年（2014年）認定更新対象者です。暫定専門医の申請はできますか。
→はい、できます。ただし、認定医の資格が暫定専門医申請の必須条件ではないため更新しないことも可能です。更新しなかった場合、認定医の資格は2014年10月31日で失効します。正規専門医への移行まで認定医を継続されたい方は更新をお勧めします。

- ②所属先が消化器病床30床以上をもつ施設勤務でなかった場合には、指導医になることはできないのですか。
→暫定指導医になることはできますが、正規の指導医への移行はできません。但し、所属先の変更等で、指導施設に勤務されるか、30床以上の施設で指導施設の申請をして頂ければ、移行は可能です。

- ③これから認定医を申請しようと思っておりましたが、暫定専門医の案内が来ました。これらはどう違い、どちらを申請したらいいのですか。
→胃腸科認定医とは、胃腸病診療に要求される標準的医学知識と臨床能力を有する医師を、学会として認定するものです。胃腸科専門医とは、認定医の水準を超えて広く研修医・レジデントや他診療科医からの胃腸病に関するコンサルテーションにも応じ、適切な指導や診療指示ができる臨床能力を有する医師を学会として認定するものです。また、認定医は標榜できない資格ですが、専門医は将来的に標榜を目指しています。どちらを申請したらいいかは先生のご判断によります。
ただ、将来的に専門医を目指されるのであれば、認定医の取得の有無に関わらず申請できるので、暫定専門医を取得いただくことをお勧めします。
また、暫定専門医になったからといって正規専門医に自動的に移行できませんが、2016年、2017年の2年度に限り、2018年の正規専門医申請に先駆けて、暫定専門医取得者限定で正規専門医の試験を受けることができます（こちらの正規専門医申請手続きの詳細については後日ご案内致します）。

- ④暫定専門医・指導医の推薦書を頂きましたが、これで暫定専門医と暫定指導医の申請の代わりになるのですか。
→いいえ、なりません。この推薦の願いは、今回初めて暫定専門医制度を施行するにあたり、対象になる先生をより広く把握するために行ったもので、申請自体は個々人で個別にさせていただくものです。個別の申請書のご提出がなければ、申請したのものとしてはみなされません。

- ⑤ 暫定専門医と、新規で認定医を申請しようと思っています。HP では本会認定取得者は暫定専門医認定医無料とありましたが、同時に合格した場合も免除になりますか。
→はい。同時に合格された場合も、暫定専門医認定料は免除になります。ただし、認定医に合格されなかった場合には、免除になりません。
- ⑥ 認定医を保留しています。暫定専門医に合格した場合には、暫定専門医の認定料は免除されますか。
→いいえ。保留中は認定医の資格を失効している状態ですので、認定医有資格者とはならず、暫定専門医の認定料は発生します。
- ⑦ 現在認定医です。今年の更新を保留したいと思っていますが、その場合は認定医の有効期限は同年 10 月 31 日なので、暫定専門医の申請をした場合は認定料が免除されますか？
→申請時点で有効な認定医の資格をお持ちであれば、専門医の申請の際の認定料は免除されます。
- ⑧ 専門医制度が始まったら、認定医制度はどうなるのですか？
→認定医制度と専門医制度は別の制度となりますので、認定医制度が無くなるということはありません。認定医取得者が更新を継続したうえで正規の専門医を申請し認定された場合には、認定日から専門医の資格と認定の資格を同時に有することになります。二つの資格を有する方は専門医の更新のみで二つの資格更新可能になります。
- ⑨ 認定医を保留しているときに正規専門医に認定されました。この場合も認定医と専門医の資格を保有したことになりますか？
→いいえ、なりません。認定医を保留中に専門医になった場合には、認定医を更新しないかぎり、専門医と認定医の資格を保持することはできません。
- ⑩ 暫定処置の指導施設の申請に必要な専門医・指導医は同じ人でも良いのですか？
→はい。問題ありません。
- ⑪ 認定医、暫定専門医、暫定指導医を一緒に申請する予定です。同じ封筒で送ってもいいですか。
→はい、結構です。ただし、表書きに「認定医、暫定専門医、暫定指導医申請書類在中」と赤字で表記の上、それぞれの申請書は、混ざらないように、別々にクリップ留めもしくはクリアファイルに入れて下さい。又、同一の書類（医師免許証のコピーや専門医・認定医証のコピー）であっても、必要部数コピーをして、それぞれの申請書類に入れてください。
- ⑫ 施設代表者が異動になった場合は指導施設は取り下げとなりますか？
→同施設内に指導医がいて、その先生に施設代表者になっていただければ取り下げにな

りません。もし、一人しかおらず、他にだれもいなくなってしまった場合には、不在期間のみ院長が代行することが可能ですが、速やかに次回申請時に、施設から指導医の申請をしてください。

- ⑬他学会専門医を単位不足で保留中です。この場合は、他学会専門医有資格者として認められますか？

→一時的に専門医資格が失効している状況なので、認められません。

- ⑭今年(2016年)、暫定指導医の申請をしました。この場合の認定期間はどうなりますか？

→2016年に暫定指導医を申請した場合は、2018年に正規指導医への移行をしていただくか(申請時期は2018年3月1日～5月末)、取得後5年目(2021年3月1日～5月末)にさせていただくかのいずれかになります。

2018年に移行する場合の暫定指導医の認定期間は2016年11月1日～2018年10月31日まで、取得後5年目に移行する場合の暫定指導医の認定期間は、2016年11月1日～2021年10月31日になります。当初の「暫定処置による専門医・指導医の規則」では、取得後5年目に書類審査により正規指導医に移行することになっておりましたが、担当委員会での検討の結果、希望者は取得後何年目であるかに関わらず2018年からの正規専門医制度運用開始のタイミングで、同時に正規指導医への移行を可能にしました。なお、暫定指導施設についても同様の措置を取っておりますので、ご参考ください。

- ⑮JDDWの参加単位は正規専門医の更新単位として認められますか？

→はい、認められます(2016年12月9日理事会承認)。認定医の場合と同様、JDDW1回の参加につき6単位で、JDDWに参加している各学会で個別の単位は数えません。また、筆頭演者もJDDW期間中1回3単位で、これも何回発表しても3単位としか数えません。

2016年11月現在